

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
移動電話車	<p>電気通信事業法に基づく電気通信事業者が、他人の需要に応じ電気通信業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。ただし、専ら電話の電波の中継を行うことを目的とする自動車にあつては、交換機を有し、かつ、アンテナ等電波の中継に必要な設備を有していればよい。</p> <p>1 電話機（携帯電話を除く。）、交換機その他電気通信業務に必要な通信機器又は電報の取りつき業務等を行うための机、椅子、カウンター等を有すること。</p> <p>2 1の椅子及び利用者の用に供する椅子は、乗車設備の座席と兼用でないこと。</p> <p>3 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1及び2の設備にあつては、適当な室内照明灯を有すること。</p> <p>4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（この規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。</p> <p>ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。</p> <p>この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。</p> <p>エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。</p> <p>オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。</p> <p>5 物品積載設備を有していないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 電気通信事業者とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条第1項の登録を受けた者、第16条第1項の規定による届出をした者をいう。 • 当該自動車の使用者が、電気通信事業法に基づく電気通信事業者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が移動電話車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。 • 1の椅子は、乗車人員を算定しないものとする。